

予備電源募集要綱

(2025 年度・2026 年度制度適用開始向け)
(案)

2024 年 月 日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	3
1.	予備電源制度創設の背景.....	3
2.	募集要綱の位置付け.....	4
第2章	注意事項	5
1.	一般注意事項	5
2.	守秘義務	5
3.	問い合わせ先	6
第3章	募集概要	7
1.	募集スケジュール.....	7
2.	募集内容	8
3.	その他	12
第4章	応札概要	14
1.	応札内容	14
2.	応札方法	15
第5章	落札電源及び落札価格の決定方法.....	17
1.	落札電源の決定方法.....	17
2.	落札価格の決定方法.....	17
3.	落札結果の公表	18
4.	落札後の手続き等.....	18
第6章	契約条件	19

第1章 はじめに

1. 予備電源制度創設の背景

2022年3月に生じた東京エリアの電力需給ひっ迫を受け、想定が困難な需要への対応、大規模な電源脱落、想定外の市場退出など、想定されていない事象が発生しました。エネルギーを取り巻く情勢が大きく揺れ動く中、我が国の国民生活や経済活動を支える電気の安定供給をいかにして実現できるか、改めてその公益的課題に正面から向き合うことが求められています。

このような背景から、容量市場において想定されていない事象が発生し、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的に、一定期間内に稼働（立ち上げ）が可能な休止電源を維持する枠組みとしての「予備電源制度」（以下、「本制度」といいます。）が、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の下で設置された「制度検討作業部会」で、議論されてきました。

予備電源として休止電源を維持する必要性については、①供給力不足の際に稼働電源として確保するオークション・公募等への応札や、電源の休廃止は各発電事業者の判断によるものであり、緊急時に備えた休止電源が維持される保証は無いこと、②容量市場が想定していない事象に備え、供給力対策が必要となった場合の電源を確実に確保する必要がある、といった点が挙げられます。このような必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの対策として、本制度では、前述のような大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備えという基本的な役割に加えて、必要供給力と容量市場の調達量との差分に対するリスクの保険的な位置づけとして、実需給近傍の供給力を補完する役割も予備電源で担うこととされています。

特に大規模災害等、容量市場が想定していないような事象は、その発生を予測することが非常に難しい、言わば「外れ値」ともいえるような事象といえます。こうした容量市場からの「外れ値」ともいえるようなリスクに対して、電源を供給力として常に稼働可能な状況に維持しておくことは、社会コストを上昇させることに繋がり兼ねないと考えられるため、原則、予備電源は、容量市場において確保される供給力の外数として、手当てすることが必要となります。したがって、予備電源それ自体は供給力とならないものの、供給力が不足した際に開催されるオークション・公募等で落札し、稼働に至ることで供給力の内数となる、いわば「準供給力」の位置づけとなります。

本制度の運営等にあたっては、全国大での供給予備力の評価等に知見を持つといった理由から、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が実施主体とし

て、一定の役割を果たすことが適当である旨が、「制度検討作業部会」の第十三次中間とりまとめにて整理され、2024年度から予備電源募集が開始されることとなりました。

2. 募集要綱の位置付け

- (1) この予備電源募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、2025年度と2026年度を制度適用期間の開始年度とする予備電源募集（以下「本募集」といいます。）への応札を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で予備電源契約書を締結していただきます。
（予備電源契約書の様式については、別途公表します。）

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱、予備電源契約書及び予備電源契約約款（以下「本要綱等」といいます。）に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本募集への応札にあたっては、本機関の定款、業務規程、及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本募集に関する事項その他予備電源契約に関する事項については、本要綱等の定めが適用されるものとします。
- (4) 本要綱等は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (5) 応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (6) 応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出してください。その場合、本機関は、和訳を正式な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本募集に応札する事業者（以下「応札事業者」といいます）は、以下の情報を除き、本募集への応札を通じて知り得た本機関及び本募集に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」といいます）を第三者（親会社、自己または親会社の役員及び従業員、応札事業者の本募集の応札に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（ただし、自己の応札情報は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

3. 問い合わせ先

本要綱等の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問い合わせください。
なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札に関するお問い合わせ)

メールアドレス： XXXX@occto.or.jp

(その他のお問い合わせ)

メールアドレス： XXXX@occto.or.jp

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口

(制度全般に関するお問い合わせ)

メールアドレス： XXXX@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札価格に関するお問い合わせ)

メールアドレス： XXXX@meti.go.jp

第3章 募集概要

1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュール^{※1}は以下のとおりです。

期間	概要
2024年8月下旬～2024年9月下旬	応札の受付期間 (20 営業日程度)
2024年XX月XX日 (X) ～2024年XX月XX日 (X)	審査期間 ^{※2}
2024年XX月頃	落札結果の公表期日 ^{※3}

※ 1: 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※ 2: 落札候補電源を対象に、電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。

※ 3: 公表期日は予定であり、実際の公表日は前後する可能性があります。

2. 募集内容

予備電源は、休止状態を維持して必要に応じて稼働するものであり、予備電源の調達と、その立ち上げは別プロセスとしています。立ち上げプロセスにおける契約締結から供給力提供までの期間に応じて、予備電源を「短期立ち上げの予備電源」と、「長期立ち上げの予備電源」との2つに分類します。短期立ち上げの予備電源として落札された場合は「落札から実需給まで3カ月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例えば追加供給力公募等）」に、長期立ち上げの予備電源として落札された場合は「容量市場の追加オークション」に応札して頂きます（リクワイアメントについては、「予備電源契約約款」を参照ください。）。

予備電源の種別	役割	概要
短期立ち上げの予備電源	<ul style="list-style-type: none">必要供給力と容量市場の調達量との差分へのリスクに対する保険的な位置づけ大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	<ul style="list-style-type: none">落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等での立ち上げを想定する電源
長期立ち上げの予備電源	<ul style="list-style-type: none">大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	<ul style="list-style-type: none">立ち上げが決まった後に必要な修繕等を行うことを前提として、容量市場の追加オークションでの立ち上げを想定する電源

(1) 募集量

2024年度は、短期立ち上げの予備電源と、長期立ち上げの予備電源の合計として、200万キロワットを募集します。また、2025年度制度適用開始向けの予備電源と、2026年度制度適用開始向けの予備電源を同一の区分として募集します。

(2) 対象エリア

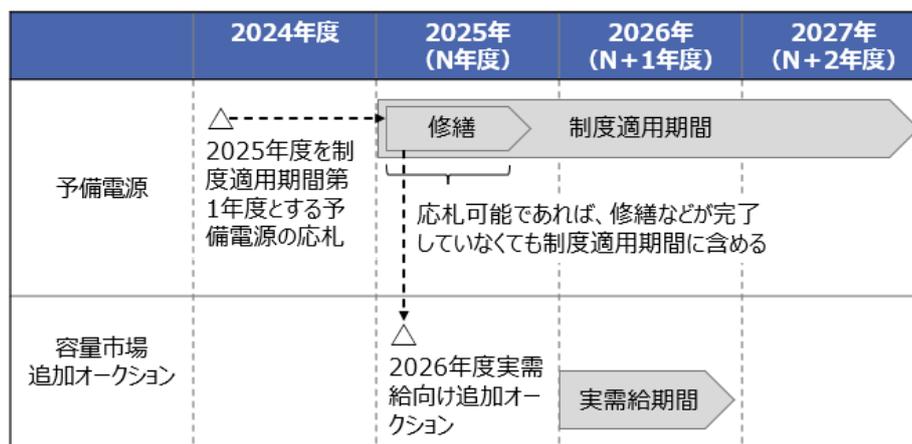
沖縄県を除いた、50Hz系統に接続している発電設備(東エリア)と、60Hz系統に接続している発電設備(西エリア)に分けて下記の量を募集します。

エリア	募集量
50Hz 系統(東エリア)	100 万キロワット
60Hz 系統(西エリア)	100 万キロワット

(3) 制度適用期間

制度適用期間とは、「立ち上げプロセスに応札可能な状態で、予備電源の休止状態を維持するものとして、応札事業者が設定し、本機関が認めた期間」になります。応札事業者にて12か月以上36か月以下の範囲内において、月単位で始期及び終期を設定できます。

ア 立ち上げプロセスへ応札が可能な場合、修繕などが完了していなくても制度適用期間の始期とすることができます。



(4) 応札が可能な事業者

下記を全て満たす者を、応札が可能な事業者とみなします。

- ア 制度適用期間において、電気事業法第2条第1項第15号に定める発電事業者であり、自らが所有する電源を用いて本募集に応札する意思がある者
- イ 国内法人(日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店または主たる事務所を持つ法人)である者

(5) 応札が可能な電源

下記を全て満たす電源を、応札が可能な電源とみなします。

- ア 容量市場において安定電源に区分される火力電源(LNG、石油、石炭等)であり、立ち上げプロセスに10万キロワット以上で応札可能な電源
- イ 2025年度制度適用開始向け及び2026年度制度適用開始向けの予備電源の応札条件は、下記のとおりとします。

1. 2025年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度 2025年度・2026年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤をともに満たす発電設備とします。

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源^{※1}
- ④ 2025年度向け容量市場の追加オークションに不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源^{※1}
- ⑤ 長期立ち上げ電源として応札する場合にあっては、2027年度向け容量市場のメインオークションに落札していないこと

2. 2026年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度 2026年度・2027年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源^{※1}

※1:経済的な電源等差替とは、差替元電源等が稼働可能だが、電源等差替により経済的に供給力を提供できる場合を指します。本制度では、差替

元電源は、全量差替を実施しており、本募集の応札前に電源等差替の登録が完了している必要があります。

表に整理すると、以下の「★」の年度において、容量市場で不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源である必要があります。

予備電源 対象年度	長期立ち上げ ／ 短期立ち上げ	メインオークション			追加オーク ション
		2025 年度 実需給向け	2026 年度 実需給向け	2027 年度 実需給向け	2025 年度 実需給向け
2025 年度 向け	長期立ち上げ	★	★	★	★※1
	短期立ち上げ	★	★	☆	★※1
2026 年度 向け	長期立ち上げ	—	★	★	—
	短期立ち上げ	—	★	★	—

※1:2025 年度実需給向け追加オークションが開催されたエリアの電源のみ

☆ :2027 年度を制度適用期間に含める場合のみ

ウ 本募集への応札容量が、これまで容量市場に応札した際の応札容量や、供給計画に計上した供給力を参照していること

エ 長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間第一年度のメインオークションの上限価格を下回ること

※ 短期立ち上げの予備電源の想定立ち上げコストには、要件は設けません。

オ 制度適用期間中において、立ち上げプロセスで求められている期間に供給力を提供できること

カ 制度適用期間までに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約を締結していること

キ 本機関の業務規程第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づく電源入札等で落札していないこと

(6) 応札単位

ア 応札単位は、電源(ユニット、号機)単位毎とします。

イ 応札容量は 1 キロワット単位で応札できます。

3. その他

(1) 立ち上げコストについて

ア 立ち上げコストの位置づけ

- 予備電源の調達とその立ち上げは別プロセスであり、立ち上げコストは、本募集の契約金額の対象外となります。
- 立ち上げコストは、立ち上げプロセスに応札することで、收受いただくこととなります。立ち上げコストと予備電源のコストは一部の費用が重複しますので、立ち上げプロセスに応札する際、本募集で応札価格に織り込んだ費用と重複する費用を差し引いた上で、応札価格を決定してください。

イ 想定立ち上げコストの提出

- 立ち上げプロセスの応札価格の想定値を、「想定立ち上げコスト」として算出し、別紙の提案書にて提出してください。想定立ち上げコストの算定方法は、立ち上げプロセスの規程や価格規律等に従ってください。
- 本機関は、長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間開始第一年度のメインオークションの上限価格を下回っていることを確認します。
- 本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの応札価格が、本募集で提出した想定立ち上げコストと大きく乖離が無いことを確認します。

(2) 制度適用期間終了後の再応札

予備電源は、制度適用期間が重複していなければ、予備電源募集に再応札が可能です。その場合は、制度適用期間終期の翌月以降を制度適用開始始期として再応札してください。

(3) 募集に係る制限事項

本募集で落札された電源については、以下の容量オークションへの応札は認められません。

ア 短期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション
- 制度適用期間と重複する年度を実需給とする追加オークション

イ 長期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション
- 制度適用終了年度の翌年度を実需給とするメインオークション

(4) 発電設備の休止に伴う措置

- ア 電気事業法施行規則に基づく届出については、稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合は、休止する9か月前までに、届出の提出が必要です。なお、予備電源となる以前から休止する届出を提出している場合は、改めて変更を届け出る必要はありません。
- イ 休廃止前の小売電気事業者とのマッチングについて、本募集への応札前までに発電情報掲示板に情報を掲示することは必須ではなく、事業者判断で行うこととします。なお、予備電源に落札できなかった場合であって、かつ、応札前に発電情報掲示板に情報を掲示していなかった場合には、落札結果公表から休廃止までの間に情報の掲示を行ってください。

第4章 応札概要

1. 応札内容

(1) 応札書類

応札事業者は本機関に対して、一応札案件ごとに、応札書・提案書・誓約書を応札の受付期間内に提出してください。応札者が複数の案件を応札される場合は、識別できる名称をつけてください。なお、再応札書は監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれており、応札価格の是正を行う場合に、応札辞退書は監視等委による監視の結果、応札の取り下げを行う場合にのみ提出してください。

応札書類	様式
応札書	(様式 1)
提案書	
電源及び事業者に関する情報	(様式 2-1)
運転実績	(様式 2-2)
契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	(様式 2-3)
契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容	(様式 2-4)
休止措置・メンテナンス等の計画	(様式 2-5)
立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	(様式 2-6)
立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	(様式 2-7)
燃料調達計画	(様式 2-8)
その他応札時点で不確実な事項 ※例： ・予備電源化にあたって地元自治体等との協議を行っており、○年○月頃協議終了見込み。 ・○○の理由から○○設備の修繕の可否は未確定、○年○月頃判明見込み。	必要に応じて提出（様式任意）
誓約書	(様式 3)
再応札書	(様式 4-1)
応札辞退書	(様式 4-2)

(2) 応札書の作成

ア 応札価格は1円単位とします。

イ 応札価格に織り込むことが認められるコストについては別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。

2. 応札方法

(1) 提出方法

- ア 応札書は書面で郵送し、提案書・誓約書は電子媒体で提出してください。
- イ 応札書・提案書・誓約書が、応札の受付期間内に、下記に記載する担当部署に必着となるように提出してください。提出期限を過ぎて到着した場合は、受理しません。郵便事故等により提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。また、提出期限日までの必着となりますのでご注意ください。

(2) 提出期限

2024年XX月XX日（XX曜日）xx時必着

(3) 応札書の郵送に係る手続き

- ア 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 サイズとしてください。
- イ 封緘の上、一般書留または簡易書留で郵送してください。
- ウ 以下に郵送してください。
〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15
電力広域的運営推進機関 総務部会計室 入札係
- エ 応札書の封筒には宛先に加えて「予備電源 応札書在中」と記載してください。

(4) 提案書・誓約書の提出に係る手続き

- ア 提案書を電子媒体で提出する際のファイル形式は、Excel 形式とします。誓約書は押印の上、PDF 形式としてください。
- イ 提案書・誓約書は ZIP ファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメールアドレスに送付してください。
[メールアドレス] : XXXX@occto.or.jp

(5) 留意事項

- ア 記名押印のないものや内容に虚偽があったものについては応札が無効となりますので、提出前に内容のご確認をお願いいたします。
- イ 応札書・提案書・誓約書の提出後は、応札情報の変更や取り下げはできません。

- ウ 応札書・提案書・誓約書の記載内容に不備がある場合、本機関は応札事業者にその旨を通知します。通知を受けた応札事業者は速やかに記載内容を修正の上、当該書類を再提出していただきます。
- エ 監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に織り込むことが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の是正または応札の取り下げが必要です。応札価格の是正を行う場合は再応札書を書面で郵送し、応札の取り下げを行う場合は応札辞退書を電子媒体で提出してください。

第5章 落札電源及び落札価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

(1) 落札電源の決定方法の基本的なルール

- ア 事業者提案に基づく総合評価方式を用いて、価格評価及び価格以外の評価(技術評価)によって落札電源を決定します。
- イ 価格評価においては、より応札単価が低い電源を高評価とします。
- ウ 技術評価においては、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うために技術的に最低限の条件*を満たしているかを確認します。

※ 具体的な確認内容として、応札時点での設備状況(制度適用期間中に立ち上げプロセスに速やかに応募できるような休止状態の維持運用が見込めるための最低限の健全性)、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目を想定しています。

(2) 落札電源の決定方法の詳細

- ア 「第3章 募集概要 2. 募集内容」に記載の応札が可能な電源の要件に適合しているかを、応札書類をもって確認いたします。本要綱で定める要件に適合している応札電源を評価対象といたします。
- イ 本機関は有識者を含む委員会を通じて、業務規程第39条第1項に掲げる評価項目に基づいた技術評価を行い、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うための技術的に最低限の条件を満たしているかを確認します。
- ウ 監視等委は、落札候補電源の応札価格の監視を行います。応札価格の監視や価格規律は、別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。
- エ 監視が完了した落札候補電源の応札単価の低い電源から昇順に募集量を満たすまでを落札電源とします。なお、応札容量が募集量を超える場合、募集量をまたぐ電源までを落札電源とします。

2. 落札価格の決定方法

落札電源の応札価格が落札価格となるマルチプライス方式を用います。

3. 落札結果の公表

本募集の落札結果が確定した後、本機関は以下の情報を、本機関のウェブサイトで公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。

- ア 落札総容量[kW]
- イ 落札金額合計[億円]
- ウ 落札事業者名
- エ 落札電源名
- オ エリア
- カ 落札電源の住所
- キ 発電方式区分(燃料種)
- ク 落札容量[kW]
- ケ 制度適用期間
- コ 立ち上げ期間[長期／短期]

4. 落札後の手続き等

落札後は、予備電源契約書を締結していただきます。落札事業者には、本機関より電子メールで契約締結に向けた案内をお送りします。なお、応札書・提案書・誓約書の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなします。落札結果の公表日を予備電源契約の効力発生日とし、公表内容に従った予備電源契約が成立するものとします。

第6章 契約条件

契約条件は、「予備電源契約約款」を参照してください。

■【様式1】 応札書

2024 年 月 日

応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名
代表者名

印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり応札いたします。

1 事業者名	
2 電源の名称	
3 担当者連絡先	氏名 電話番号 メールアドレス
4 発電方式区分（燃料種）	
5 立ち上げ区分	
6 応札エリア	
7 制度適用期間	開始 年 月 1 日 終了 年 月 末 日 ※ 期間は自動表示 期間 か月
8 応札容量	kW
9 応札価格	円
10 応札単価	円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）
11 燃料関係費用	円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	円/kW・年 ※ 自動表示（銭未満四捨五入）

電源及び事業者に関する情報

区分	項目番号	項目	記載欄	備考	
電源に関する基本情報	1	電源の名称	○発電所○号	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること ※様式1「応札書」に記載する内容と同じであること	
	2	所在地	○県○市・・・	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること	
	3	発電方式区分（燃料種）	石油（重油）	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること	
	4	受電地点特定番号	○○○○	※発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要 ※発電量調整供給契約締結済の場合は添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」に記載の受電地点特定番号と同じであること	
	5	系統接続しているエリア名	北海道 エリア	※発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要 ※発電量調整供給契約締結済の場合は該当エリアにおける添付資料2「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出すること	
	6	定格出力	1,000,000 kW	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること	
	7	営業運転開始年月	1985年 4月		
電源に関する詳細情報	8	立ち上げ区分	長期立ち上げ	※どちらかの区分にのみ応札可能。	
	9	応札エリア	東エリア（50Hz）		
	10	制度適用期間	開始	2025年 4月1日	※12か月以上36か月以内 ※様式1[7.制度適用期間]と同じ期間を入力すること ※自動表示
			終了	2026年 3月末日	
			期間	12 か月	
	11	制度適用期間中リクワイアメントを満たせない期間	有り		
	12	参加要件の確認	容量市場2025年度実需給向けメインオークション	不落札	※2025年度制度適用開始の場合に回答必須 ※「差替元」は容量市場において電源差し替えが認められる条件のうち、「差し替え元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合」に該当する場合のみ。
			容量市場2026年度実需給向けメインオークション	未応札	※2025年度～2026年度制度適用開始の場合に回答必須
			容量市場2027年度実需給向けメインオークション	未応札	※2026年度制度適用開始の場合、もしくは2025年度制度適用開始かつ長期立ち上げの場合に回答必須
			容量市場2025年度実需給向け追加オークション	不落札	※2025年度制度適用開始の場合に回答必須
	13	応札容量	1,000,000 kW	※様式1[8.応札容量]と同じ期間を入力すること ※項目15「容量市場又は供給計画に計上した供給力」と異なる場合は説明資料を添付すること	
14	想定立ち上げコスト	12,000 円/kW	※項目8[立ち上げ区分]において長期立ち上げを選択した場合、想定立ち上げコストは予備電源の制度適用期間第一年度を実需給とするメインオークションの上限価格を下回る金額を記載すること		
15	容量市場又は供給計画に計上した供給力	1,000,000 kW	※添付資料3「応札容量の基本資料」として添付する以下どちらかの資料にて確認できる情報と同じであること ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し ・直近で供給力を計上した供給計画の写し		
事業者に関する情報	16	事業者名	○○株式会社	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること	
	17	所在地	○県○市・・・	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること	
	18	担当者連絡先	所属	○○○○	※確認事項が生じた際、すぐに連絡が取れる連絡先を記入すること ※制度適用期間中の担当者変更等に対応するため、担当者連絡先にはメールアドレスを記載することを推奨
			氏名	○○ ○○	
電話番号			xx-xxxx-xxxx		
メールアドレス			xxxx@xxxx.xx.xx		

契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程

(注意事項)

- ・本制度への契約決定時点から制度適用期間終了までの工程概要を記載すること。なお、必要事項が記載されていない場合は応札者の任意様式としてよい。
- ・制度適用期間、制度適用前から行う修繕等※1※2、及び制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間※3について、各時系列が分かるように記載すること。
- ・立ち上げ決定後では燃料調達に間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合は、その作業工程も記載すること。
- ※1【様式2-4】に記載した修繕等の10項目はすべて記載すること。
- ※2【様式2-5】に記載した各休止措置及びメンテナンスについても記載すること。
- ※3 リクワイアメントを満たせない期間がある場合は、その詳細理由についても提出すること。
- ※4【様式2-8】に記載した立ち上げ決定後に行う修繕等の内容は記載しないこと。

契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程					
	X-2 年度	X-1 年度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度
制度適用期間	○月 契約		○月 1 日	○月末日	
○○交換	○月		○月完了	○月～○月 ○○に伴いリクワイアメントを満たすことができない。	
○○補修		○月	○月完了		
...
○○定期点検			○月 ○月完了		
燃料調達		○月	○月		
窒素充填		○月	○月		
...

制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間の詳細			
(注意事項) ・事前の連絡無くリクワイアメントを満たさない場合、経済的ペナルティ（10%）が科される。			
1	制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間及び容量	リクワイアメントを満たせない期間 リクワイアメントを満たせない容量 契約容量の一部の場合、 リクワイアメントを満たせない容量	2026 年 10 月 3 日 から 2026 年 10 月 27 日 まで 契約容量の一部 500,000 kW
2	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所で予定されている○○工事に伴い、○kWの契約容量のところ、上記期間中については出力を●kWまで抑制する必要があるため。 ・追加供給力公募における2か月間、季節要因による○○の影響による出力変動により、予備電源の契約容量から減少するため。 	
3	詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所においては、今回応札電源である○号機のほか、稼働電源として●号機を有している。 ・●号機の大規模改修工事が予定されており、上記の2か月間、共通設備を停止することからこの期間を実需給期間とする立ち上げプロセスに充当することができない。 ・なお、資材手配の関係から制度適用期間外で工事を実施することはできない。 	
4	復旧予定日	2026 年 10 月 27 日	
5	説明資料等（必要に応じて添付）	・発電所●号機改修工事工程表	
6	担当者及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・○○株式会社、○○部 ○○○○ ・電話 ○○-○○○○-○○○○、メール ○○@○○.co.jp 	

■【様式2-4】提案書：契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容

契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等の内容

(注意事項)

- ・契約決定時点から制度適用期間終了までに行う、応札価格に費用を織り込んだ修繕等の内容及び理由※を記載すること。
- ※立ち上げプロセス落札から実需給までの期間では修繕等が間に合わない場合、応札価格に費用を織り込むことができる。
- ・法令上必要な定期点検についても記載すること。
- ・契約決定時点から制度適用期間終了までに行う理由についても記載すること。
- ・金額の大きな順に10件を記載すること。(修繕が10件に満たない場合は全件記載すること)
- ※修繕費総額欄には、契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等について応札価格に含まれる総額を記載すること。
- ※落札した場合、契約決定時点から制度適用期間終了までに行う修繕等は、別途連絡票により完了報告(写真付)を行うこと。

No.	項目	金額	内容	実施理由	予定期間		
					開始	終了	期間
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	4月
					5か月		
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	8月
					9か月		
4	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
5	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
6	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
7	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
8	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
9	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検(法令点検)	ボイラー設備の事業者検査期限を迎えるため	開始	2027年	1月
					終了	2027年	6月
					6か月		
修繕費総額		〇〇.〇			億円		
完了報告予定年月		〇年〇月					

休止措置・メンテナンス等の計画

(注意事項)

- ・制度適用期間中、最低限必要な休止措置及びメンテナンスについて主な作業計画を記載する（最大10件）。
 - ・各休止措置及びメンテナンスについて、作業名称、作業内容、対象施設及び実施予定月を記載すること。なお、必要事項が記載されていれば応札者の任意様式としてよい。
- ※ 各休止措置及びメンテナンスの実施状況を別途連絡票により定期報告すること。

休止措置・メンテナンス等の計画

No.	作業名称	作業内容	対象施設	実施予定月
1	窒素充填	休止中の腐食を防止するため、窒素充填措置を行う。	・タービン設備 ・ボイラー設備	○年○月
2	タービン軸歪み防止措置	休止中のタービン回転軸の歪みを防止するため、○○を行う。	・タービン設備	○年○月
...

立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画

(注意事項)

- ・立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要※を提出すること。
 - ※【様式2-7】に記載した修繕等の10項目はすべて記載すること。
 - ・燃料の調達についても作業工程を記載すること。
 - ・人員確保計画には、制度適用期間中の体制計画及び立ち上げ決定後に必要な人員を確保する計画を記載すること。
- なお、必要事項が記載されていれば応札者の任意様式としてよい。

作業工程				
	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月
立ち上げプロセス	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">契約</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実需給期間</div>	
○○交換	○日	○日完了		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">材料手配</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">修繕</div>			
○○補修	○日	○日完了		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">手配</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">修繕</div>			
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
○○点検		○日 ○日完了		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検</div>		
燃料調達		○日 ○日		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">手配</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">納入</div>		

人員確保計画
<p>(制度適用期間中の体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度適用期間中は、最低限の保守要員として○○名を専任、○○名を他業務と兼任させて維持運用する。 <p>(立ち上げ決定後の人員確保計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札電源の立ち上げに必要な追加人員は○名を想定しており、・・・ ・具体的には、立ち上げプロセスへの落札決定後、応札電源の勤務経験者を○○や△△から集め、・・・ ・なお、燃料関連設備の運転は協会社である○○社が行っており、協力を仰ぐ予定であり、・・・

立ち上げ決定後に行う修繕等の内容

(注意事項)

- ・立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載すること。
- ・法令上必要な定期点検についても記載すること。
- ・金額の大きな順に10件を記載すること。(修繕が10件に満たない場合は全件記載すること)
- ※修繕費総額欄には、想定立ち上げコストに含まれる総額を記載すること。

No.	項目	金額	内容	実施理由	予定期間		
					開始	終了	期間
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	4月
					5か月		
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	8月
					9か月		
4	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
5	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
6	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
7	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
8	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
9	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2026年	12月
					終了	2027年	2月
					3か月		
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検（法令点検）	ボイラー設備の事業者検査期限を迎えるため	開始	2026年	10月
					終了	2027年	2月
					5か月		
修繕費総額			〇〇.〇		億円		

燃料調達計画

(注意事項)

- ・立ち上げが決定してから、必要な燃料調達の計画を記載すること。
- ・立ち上げ決定後では燃料調達が間に合わないため事前に燃料を調達・保管する場合も、燃料調達の計画を記載すること。
なお、必要事項が記載されていれば応札者の任意様式としてよい。
- ・調達予定量の算出根拠を必ず記載すること。

燃料調達計画

- ・（立ち上げ決定後に調達する場合）元売り業者の〇〇に発注し、近隣の燃料基地である〇〇からC重油を〇か月で手配をする。
- ・（立ち上げ決定前に調達する場合）応札電源の立ち上げに必要なC重油は、元売り業者への発注から納入まで〇か月がかかり、数ヶ月程度での立ち上げには間に合わない。このため、……

□

- ・落札後の調達予定量は〇kLであり、算出根拠は以下のとおり。

……

電力広域的運営推進機関 殿

予備電源募集への応札に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者



当社は、予備電源募集への応札にあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、予備電源募集への応札資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 予備電源募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 法律または政省令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 予備電源募集への応札にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 予備電源募集の公正を害する行為をしないこと。
5. 予備電源の応札書類の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなし、落札結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった予備電源契約が成立することに同意すること。
6. 予備電源募集で落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の予備電源契約書を締結すること。
7. 当社が予備電源募集への応札にあたって貴機関に提出した情報は、予備電源募集の運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 応札が可能な電源が満たすべき要件に適合しているかを確認するため、貴機関が保有する容量オークションの応札および落札に関する情報を参照することに同意すること。
9. 予備電源募集への応札にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
10. 貴機関が予備電源募集の運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
11. 当社および当社の役職員が反社会的勢力、または、反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しない者に該当しないこと、反社会的勢力の威力等の利用や維持運営の協力をしないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の名誉や信用の毀損行為および業務妨害行為を行わないこと。

以上

■【様式4-1】再応札書

2024 年 月 日

再 応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名
代表者名 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり再応札いたします。

1 事業者名	
2 電源の名称	
3 担当者連絡先	氏名 電話番号 メールアドレス
4 発電方式区分（燃料種）	
5 立ち上げ区分	
6 応札エリア	
7 制度適用期間	開始 年 月 1 日 終了 年 月 末日 ※ 期間は自動表示 期間 か月
8 応札容量	kW
9 応札価格	円
10 応札単価	円/kW・年
※ 自動表示（銭未満四捨五入）	
11 燃料関係費用	円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	円/kW・年
※ 自動表示（銭未満四捨五入）	

■【様式4-2】 応札辞退書

2024 年 月 日

応 札 辞 退 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名
代表者名

印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、応札いたしましたが、都合により応札を辞退します。

1 事業者名	
2 電源の名称	
3 担当者連絡先	氏名 電話番号 メールアドレス